

【理学研究科 地球惑星科学専攻 教授】

令和 2 年 6 月 4 日

|                     |  |
|---------------------|--|
| 職 種                 | 教授   |
| 募集人員                | 1 名  |
| 所属および勤務場所           | ・京都大学大学院理学研究科地球惑星科学専攻 関連地球惑星科学講座（地質学鉱物学分野）<br>・所在地：京都市左京区北白川追分町  |
| 勤務内容                | 地球惑星科学に関する教育・研究  |
| 募集分野等               | 化学的・物質科学的手法を用いて太陽系の起源や進化に関する先端的研究を推進される方。地球惑星科学に関する国際的視野と広い見識を持ち、研究と教育ならびに専攻や教室の業務に尽力される方。また、地球惑星科学専攻の他の分野や学内外の研究者と協力できる方。学部・大学院教育においては、主に、地球化学、宇宙化学関連の授業・実験を担当できる方。   |
| 資格等                 | 博士の学位を有すること  |
| 着任時期                | 令和 3 年 1 月 1 日 以降できるだけ早い時期   |
| 任期                  | なし   |
| 試用期間                | あり（6 か月）   |
| 勤務形態                | 専門業務型裁量労働制（週 38 時間 45 分相当、1 日 7 時間 45 分相当）<br>休日：土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日および夏季一斉休業日   |
| 給与等                 | 本学支給基準に基づき支給   |
| 手当                  | 本学支給基準に基づき支給   |
| 社会保険                | 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入  |
| 応募方法<br>および<br>必要書類 | 下記の応募書類を、封筒表面に「教員応募書類在中」と朱書のうえ、簡易書留郵便にてお送りください。応募書類は返却いたしません。<br>1. 履歴書（写真貼付、連絡先および所属学会を明記のこと）<br>2. 研究業績リスト<br>(1) 論文（査読の有無を記すこと）<br>(2) 著書<br>(3) その他<br>3. 主要論文 10 編以内の別刷り（コピー可）と和文の解説（各々 400 字程度）を各 1 部（コピー可）<br>4. 研究・教育に関する受賞歴、外部資金獲得実績リスト<br>5. これまでの研究成果の概要（1000 字程度）と教育実績の概要（1000 字程度）<br>6. 着任後の研究・教育に関する抱負（2000 字程度）<br>7. 応募者について照会可能な方 2 名の氏名と連絡先 |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 応募締め切り                 | 令和 2 年 7 月 3 1 日 (金) 必着  |
| 選考方法                   | 書類審査を経て面接を行うことがあります（その際の旅費は応募者の負担とします）。  |
| 書類送付先<br>および<br>問い合わせ先 | 〒606-8502 京都市左京区北白川追分町<br>京都大学大学院理学研究科地球惑星科学専攻<br>地質学鉱物学教室 教室主任 下林 典正 宛<br>電話 075-753-4156 FAX 075-753-4189<br>e-mail : shimo@kueps.kyoto-u.ac.jp  |
| その他                    | <p>応募書類は採用審査にのみ使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。</p> <p>本講座に該当する分科（宇宙地球化学分科）が属する専攻の構成員と研究内容は、下記の URL をご参照下さい。</p> <p>URL: <a href="http://www.kueps.kyoto-u.ac.jp/">http://www.kueps.kyoto-u.ac.jp/</a></p> <p>採用後は、地球惑星科学系に所属し、大学院理学研究科地球惑星科学専攻において勤務します。</p> <p>京都大学は男女共同参画を推進しています。本公募は「男女共同参画」の理念に基づき、選考において同等と認められた場合は女性を優先して採用します。</p> <p>京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。</p> |